

「有田焼創業 400 年記念イヤー事業」
体験型屋外仮設空間設営・運営等業務委託に係る企画コンペ実施要領

1. 委託業務の内容

- (1) 業務名
「有田焼創業 400 年記念イヤー事業」体験型屋外仮設空間設営・運営等業務
- (2) 業務場所
佐賀県立九州陶磁文化館（佐賀県西松浦郡有田町戸杓 3100-1）
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成 28 年 12 月 22 日まで
- (4) 業務内容
別添仕様書のとおり

2. 企画コンペ参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に本店・支店及び営業所を有する者で、過去に仮設建築物を用いたイベントを運営した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 佐賀県の物品等の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3. 委託業務の概要

体験型屋外仮設空間の設計及び施工ならびに運営

(1) 施設概要

- ① 場所：九州陶磁文化館 アプローチデッキ
- ② 規模：施工ヤードを含め約 700 m²を確保済
- ③ 工期等：平成 28 年 7 月 15 日までに完工
 - 〃 8 月 11 日運営開始
 - 〃 11 月 27 日運営終了
 - 〃 12 月 12 日までに解体・撤去

(2) 運営

① 概要

■究極の器で佐賀の食を！ —佐賀馳走—

人間国宝や三右衛門の器で、佐賀の食材にこだわったメニューを提供。
日常では体験できない食空間を演出。

■「ARITA EPISODE2」を体感！

創業 400 年を機に、新しい有田焼の物語 (ARITA EPISODE2) を創ろうとしている。
こうしたプロジェクトのストーリーや開発商品に触れ、未来に向けての有田焼を体感してもらおう。

(参考) 有田焼創業 400 年事業総合 WEB サイト「ARITA EPISODE2」

<http://arita-episode2.jp/>

② ターゲット

■集客：佐賀、福岡を中心とした北部九州圏在住の一般観光客

■情報発信：全国、海外

③ 営業時間

午前 10 時から午後 16 時 30 分 / 月曜日は休業 (祝日は営業)

4. 企画提案事項

別添仕様書のとおり

5. 事前説明会

実施しない

6. 企画コンペへの参加申込

(1) 受付期間

平成28年2月15日（月曜日）～2月22日（月曜日） 午前9時～午後5時

(2) 提出方法

企画コンペ参加申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、郵送または持参により、「13. 問い合わせ先」の佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会事務局まで提出すること。

7. 委託予定金額

93,688千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

8. 質問

(1) 受付期間

平成28年2月23日（火曜日）～2月26日（金曜日） 午前9時～午後5時

(2) 提出方法

質問書（第2号様式）に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにより、「13. 問い合わせ先」の佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会事務局まで提出すること。なお、電話での問い合わせには応じない。

(3) 回答方法

平成28年2月29日（月曜日）を目途に企画コンペの参加申込みがあった者全てにFAXまたはメールにより回答する。

9. 企画提案書の提出

(1) 受付期限

平成28年3月4日（金曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

持参により、「13. 問い合わせ先」の佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会事務局まで提出すること。

(3) 提出物

- ① 「有田焼創業400年記念イヤー事業」体験型屋外仮設空間設営・運営等業務企画提案書（任意様式） 10部
- ② 経費に係る見積書（任意様式） 原本1部、複写9部
- ③ 上記9（3）①及び②のデータを保存したCD-R 1部

(4) 注意事項

- ① 企画コンペ参加者1者につき1提案とし、提案する企画に係る費用の総額は委託予算額を超えないものとする。
- ② 見積書の宛先は、「佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会 会長 志岐 宣幸」とする。

10. 企画コンペの審査方法

(1) プレゼンテーションの実施

- ① 日時：平成26年3月7日（月曜日）～3月11日（金曜日）のいずれか ※予定

- ② 方法

企画コンペ参加者は、「9. 企画提案書の提出」の提出期限までに提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションの時間は、1者あたり40分（説明30分、質疑応答10分）とする。

- ③ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番については、企画コンペ参加申込書の受付順とする。
- ・日時及び場所の詳細については、別途、企画コンペ参加申込書の提出事業者等に通知する。
- ・Microsoft PowerPointによるプレゼンテーションを希望する者は、パソコン等の必要な機材を持参すること。
（設置等準備に要する時間はプレゼンテーションの時間に含む。）
- ・企画コンペ参加者は、他の参加者の企画コンペ提案内容を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、参加辞退として取り扱う。

(2) 企画提案書の審査方法

提出された資料及びプレゼンテーションの結果に基づき、別途設置する審査会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。

ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。

なお、1事業者のみの場合でも、プレゼンテーション・審査は実施する。

(3) 審査基準

委員会が別途定める審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された企画提案書等について評価を行い、委託業者1者を選定する。

- ① 企画提案内容：企画提案が魅力的かつ効果的な内容となっているか
- ② 実施体制：関係者と調整し、計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか

- ③ 見積額：見積の積算は妥当か、また、費用対効果が優れているか
- (4) その他
 - ① 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
 - ② 提出された書類は返却しないものとする。
 - ③ 審査結果は、全ての参加者あて速やかに通知する。

11. 委託契約の締結について

- (1) 選定された業者との間で、業務委託仕様書に記した業務を一括して委託するための委託契約を締結する。
- (2) 委託料及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定する。
- (3) 体験型屋外仮設空間の設営・運営等に関する重要な事項については、その都度、委員会の指示に従い、業務を遂行するものとする。

12. 体験型屋外仮設空間の設営・運営、空間デザイン等に関するアドバイザーの配置

体験型屋外仮設空間全体のトーンアンドマナーを統一する目的で、別途、設営・運営、空間デザイン等に関して助言及び指示を行うアドバイザーを配置している。

13. 問い合わせ先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会事務局 担当：亀崎、江口、古賀

(佐賀県農林水産商工本部有田焼創業400年事業推進グループ内)

TEL：0952-25-7504 (直通)

FAX：0952-25-7392

メール：arita400-g@pref.saga.lg.jp

※参考1：地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規程により一般競争入札に参加出来ないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※参考2：有田焼創業400年記念イヤー事業の概要

(1) 概要

全国から注目を集め、有田焼創業400年事業を発信する記念イヤー事業を、2016年に「九州陶磁文化館」を拠点として展開する。

※館内：特別企画展の開催【展示】／館外：体験型仮設空間の運営【催事】

(2) 場所

佐賀県立九州陶磁文化館（佐賀県西松浦郡有田町戸杓3100-1）

(3) 目的

○有田焼の「鑑賞」や「体験」（「食」とのコラボなど）を通じ、来場者にその根源的な価値と合わせて、“有田焼創業400年事業の成果と未来に向けての有田焼の提案”を体感してもらうことで、これからの有田焼に対する期待感を高め、新しいファンを掘り起こす。

○有田焼を通して、佐賀県が有する本物の資源に対する評価を高め、佐賀県のブランドやプレゼンス向上を図る。

○地元佐賀・有田焼産地の人たちに、有田焼創業 400 年を機に、有田焼を誇りに
想い、県民共有の財産として再認識してもらおう。

(4) 館内での特別企画展の開催 ※各企画展とも会期は調整中

① 特別企画展「人間国宝と三右衛門」

○概要：佐賀県が誇る人間国宝と歴代三右衛門の代表作を展示する。

○会場：九州陶磁文化館 第3展示室

○会期：平成28年6月下旬～9月中旬

② 特別企画展「日本磁器誕生」

○概要：有田磁器の歴史と革新を軸に、日本磁器の歩みと美を紹介する。

○会場：九州陶磁文化館 第1・2・3展示室

○会期：平成28年10月上旬～11月下旬

③ 特別企画展「日本磁器の源流」

○概要：17世紀初頭に誕生した有田磁器が目指し、世界市場のスタンダードで
あった中国磁器を超えようとした有田焼の源流を紹介する。

○会場：九州陶磁文化館 第1・2・3展示室

○会期：平成28年12月上旬～平成29年1月中旬

(5) 館外での体験型仮設空間の運営

「3. 委託業務の概要」に記載のとおり。